

新 災害時等在宅難病患者支援事業

健康増進課

< 目的 >

在宅難病患者がどのような状況で生活しているかを把握し、災害時に行政の中心として対応するのは、難病対策を担っている保健所の責務である。このため、難病患者・家族に安心・安全をあたえる災害時支援体制の構築を図るとともに、地域住民等への難病患者支援の必要性の理解を高めていく必要がある。

県と保健所は「災害時等在宅難病患者支援マニュアル」の作成に伴い、特定疾患登録患者の中でも在宅重症難病患者を災害時要援護者としてリストアップし、台帳データベースの作成及び同ファイル管理を行い、防災担当課を通じて市町村、消防等関係機関に対し情報提供を図ることとしている。

また県保健所においては、生命維持に關与する医療機器を使用する在宅難病患者・家族に対し平常時からの自主防災対策の支援を行うと共に、電力会社・医療機器取扱業者等の関係機関、支援者との支援体制の連携を図ることにより、災害時に迅速な支援を行える体制の構築を目指す。

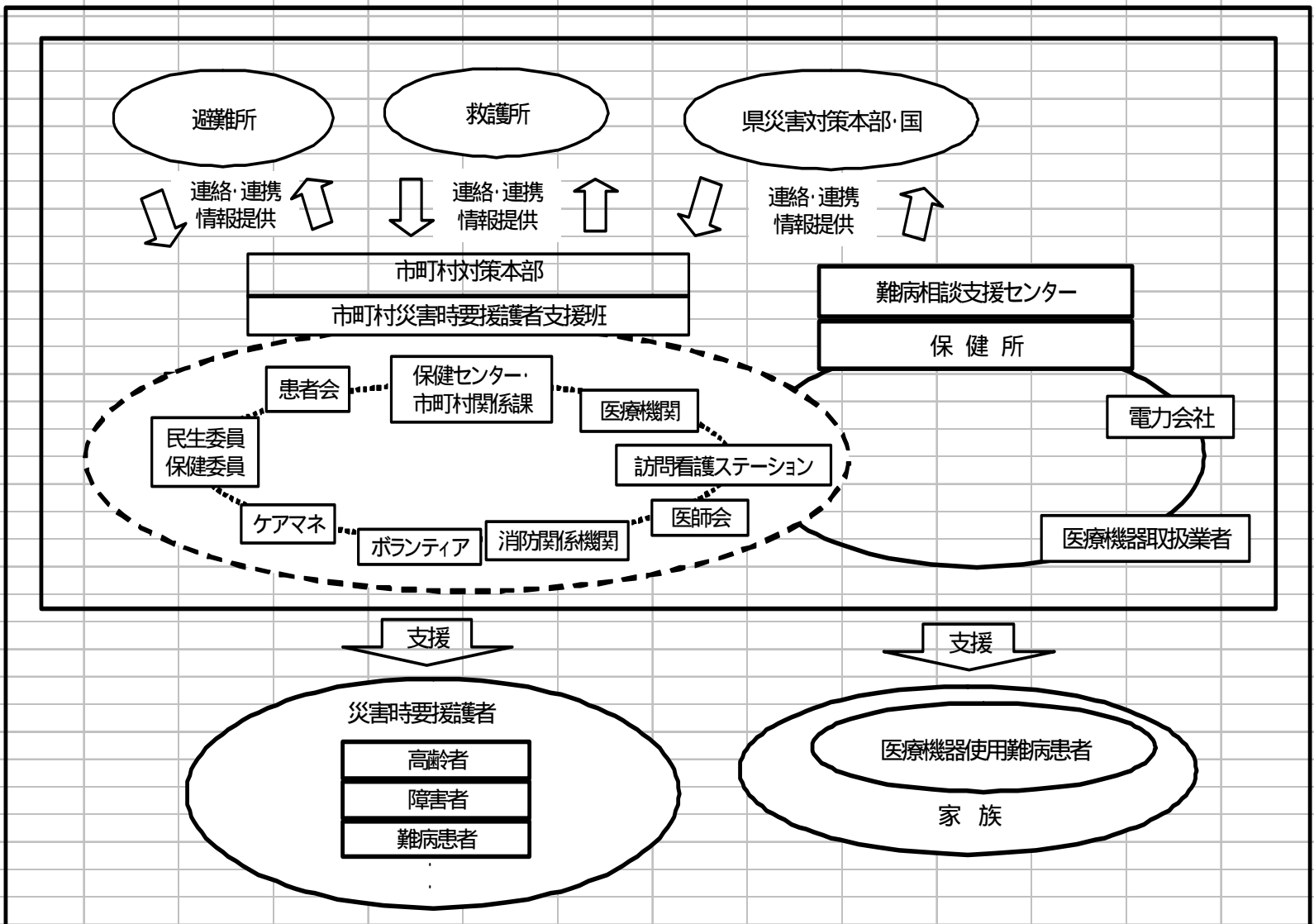
(H 1 9 . 3 月 末 現 在)

奈良県難病患者数	6,949名
内 重症難病患者数	649名

< 内容 >

概要

災害時における難病患者支援体制



< 効果 >

1. 災害時において、医療機器を利用する要援護者リストの優先順位にもとづく速やかな安否確認及び訪問実施。
2. 保健所による医療機器を利用する患者ごとの療養状況に応じた自主防災マニュアルの作成、患者・家族への災害時対処方法の周知徹底。
3. 要援護者を取り巻く地域支援者及び各支援関係機関等との情報共有、災害時の役割分担の明確化。